

V. 教育職員免許状の取得について

■ 教育職員の免許を取得するためには

大学（短期大学）及び高等専門学校を除くすべての国公立学校の教育職員（常勤、非常勤を問わない）となるためには、それぞれ相当の教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しなければなりません。免許状を取得するためには、「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」等の定めるところにより大学において所定の単位を修得する必要があります。

■ 本研究科で取得できる免許状

本研究科は、中学校教諭・高等学校教諭「理科」の専修免許状取得のための課程として認定されています。すでに「理科」の一種免許状を取得している者が同教科についての専修免許状を取得する場合は、大学院において開講される「大学が独自に設定する科目」を24単位以上修得すればよいことになっています。

「大学が独自に設定する科目」は別に定めていますので、具体的な科目名及びその他詳細については、「生命機能研究科教職課程の大学が独自に設定する科目表」を参照してください（大学院係でお渡しします）。

なお、平成15年度から法律の改正により、一定の要件を満たせば専修免許状に専攻名のほか、分野名まで記入できるようになりました。

■ 教職課程の履修方法

免許状を取得するためには、基礎資格を得た上に「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」について、下表に掲げる所定の単位数及び教育職員免許法施行規則第66条の5定める科目を8単位修得しなければなりません。

■ 免許状取得のために要する基礎資格及び修得単位数表

免許状の種類		基礎資格	特に文部科学省令で定める科目	教育の基礎的理解に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	
							大学院で修得
中学校教諭	一種免許状	学士の学位	8	27	28	4	
	専修免許状	修士の学位	8	27	28	4	24
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位	8	23	24	12	
	専修免許状	修士の学位	8	23	24	12	24